**野々市市議会議員用ノートPC購入事業**

**仕様書**

令和７年11月

野々市市議会事務局

【 目 次 】

１ 野々市市議会議員用ノートPC購入事業 仕様

１－１ 概要

１－２ 対象物件

１－３ 設定作業

１－４ 関連法規等

１－５ 納入期限

１－６ 納入日

１－７ 納入場所

１－８ 業務の範囲

１－９ 検収

１－10 保証

１－11 特許等

１－12 提出書類

１－13 設計変更

１－14 守秘義務

１－15 その他

**１ 野々市市議会議員用ノートPC購入事業**  **仕様**

１－１ 概要

この仕様書は、野々市市が情報機器の購入を行う「野々市市議会議員用ノートPC購入事業（以下、「本事業」という。）」に適用する。

１－２ 対象物件

　① ハードウェア

（１）２-in-１　ノート型パソコン（15台）

　　　品番：ZEW-00011

（２）マウス（15個）

今回調達するノート型パソコン用に、Bluetooth接続が可能な光学スクロールマウスを用意すること。

（参考品）FHD-00022

　（３）タッチペン（15本）

　　　　品番：EYV-00007

　（４）キーボード（15個）

　　　　品番：8XB-00157

　（５）マルチポートアダプター（15個）

　　　　品番：1E4-00006

　（６）保護フィルム（15枚）

今回調達するノート型パソコン用に保護フィルムを用意すること。

（参考品）TB-MSP9FLFANG

　（７）持ち運び用バッグ（15個）

　　　Surface Proのサイズに対応した持ち運び用バッグを用意すること。

　　　 （参考品）TB-MSP8IBHBK

　② ソフトウェア

　（１）Microsoft 365 Business Standard（15台分）

　（２）ｳｲﾙｽﾊﾞｽﾀｰ ｸﾗｳﾄﾞ 1年版 DL版（15台分）

１－３ 設定作業

　（１）業務用アプリケーションをインストールし、ユーザーアカウント設定やライセンス認証を完了させ、各種Officeアプリ（Outlook、Word、Excel等）が使用可能な状態にすること。

　（２）指定のウイルス対策ソフト（セキュリティソフト）をインストールし、最新の定義ファイルを適用した状態で利用可能とすること。

　（３）ペーパーレス会議システムmoreNOTE、ビジネスチャットelgana等、業務で使用するソフトウェアが利用可能な状態に設定するとともに、旧端末からの必要なデータを新端末へ移行すること。

１－４ 関連法規等

本事業に適用する法律・規則については、本仕様書によるほか、関係法令、告示等に準拠した

ものとする。

１－５ 納入期限

令和８年 １ 月 30 日（金）までの期間内の野々市市の指定する日とする。

１－６ 納入日

野々市市の指定した日及び場所へ機器を搬入すること。受注者は搬入に立ち会うこと。なお、

詳細な日程等については、受注者と協議の上、決定する。

１－７ 納入場所

石川県野々市市三納一丁目１番地 野々市市役所

１－８ 業務の範囲

機器搬入・検査等本業務の完成までの一切の業務及び諸手続とする。

１－９ 検収

受注者は、物品完納届を野々市市に提出し、野々市市の行う検査の合格をもって完納とする。

１－10 保証

本事業の検収日の翌日から起算して１年以内に生じた故障・障害で、明らかに設計、製作又は

施工上の不備によるものについては、受注者の負担で速やかに修理・設定を行うものとする。

１－11 特許等

本事業の機器で、第三者の所有する特許等工業所有権に抵触するものについては、受注者の責

任で対処するものとする。

１－12 提出書類

完成時

（１）物品完納届 １部

（２）完成図書（①～④をファイリングすること） １部

①完成（機器）写真 １式

　　②機器取扱説明書 １式

③機器類付属部品等 １部

④機器保証書及び保証書番号・S/N 一覧表 １部

（３）その他野々市市が指定するもの １部

１－13 設計変更

（１）監督官庁の許認可等に起因し、仕様書に示した内容に変更を生ずる場合は、設計変更

を行うものとする。

（２）設計変更により契約金額に変更が生じた場合は、別途協議して定める。

（３）受注者の都合による設計変更及び軽微な変更により追加費用が生じた場合は、契約金

額の変更は行わないものとする。

１－14 守秘義務

（１）この仕様書に基づくすべての作業において、野々市市が提供した業務上の情報を第三者

に開示、提供及び漏洩をしないこと。なお、本事業が完了又は解除された後においても

同様とする。

（２）野々市市が提供する資料は、原則として貸出によるものとし、事業期間終了までに返却

すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供は行わないこと。

（３）野々市市が提供した資料を複写又は第三者に提供することが必要な場合には、事前に

野々市市と協議の上、承認を得ること。

（４）その他、野々市市が指示する事項については、野々市市の指示に従うこと。

１－15 その他

（１）導入する機器は新品であること。

（２）本事業を完遂するために必要な機器は全て受注者が調達すること。また、調達する機

器等の正常な稼動については、受注者の責任において確認すること。

（３）機器の導入にあたっては、将来の技術動向を考慮した最新の機器を調達すること。

（４）その他、機器の調達に関する不明な事項については、受注者のみで判断せず、野々市

市と協議の上、判断すること。

（５）機器の搬入を実施するにあたっては、日程及び方法について、野々市市と協議し了承

を得ること。

（６）搬入作業において万が一設備等に破損等があった場合には、野々市市の指示に従い受

注者の負担と責任において修復を行うこと。

（７）作業において発生した廃材等は、受注者が処分すること。